

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県企業局管理規程第2号

### 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																							
<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第13条の3 条例第7条の2第1項の企業管理規程で定める準特地事務所は、次の表に掲げる事務所とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務所</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>東部事務所茗荷谷ダム</td><td>八頭郡若桜町大字茗荷谷352番地92</td></tr><tr><td>東部事務所中津ダム</td><td>東伯郡三朝町大字中津794番地</td></tr></tbody></table> <p>2 条例第7条の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が事務所を異にする異動又は事務所の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、特地勤務手当に準ずる手当の月額は、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じて、右欄に掲げる支給割合により支給する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>期間等の区分</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>異動等の日から起算して4年に達するまでの間</td><td>100分の5</td></tr><tr><td>異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間</td><td>100分の4</td></tr><tr><td>異動等の日から起算して5年に達した後</td><td>100分の2</td></tr></tbody></table> <p>3 条例第7条の2第1項の企業管理規程で定める場</p>	事務所	所在地	東部事務所茗荷谷ダム	八頭郡若桜町大字茗荷谷352番地92	東部事務所中津ダム	東伯郡三朝町大字中津794番地	期間等の区分	支給割合	異動等の日から起算して4年に達するまでの間	100分の5	異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間	100分の4	異動等の日から起算して5年に達した後	100分の2	<p>(特地勤務手当等)</p> <p>第13条の3 条例第7条の2の企業管理規程で定める特地事務所は、次の表に掲げる事務所とし、その級別区分は、同表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務所</th><th>所在地</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>東部事務所茗荷谷ダム</td><td>八頭郡若桜町大字茗荷谷352番地92</td><td>1級</td></tr><tr><td>東部事務所中津ダム</td><td>東伯郡三朝町大字中津794番地</td><td>2級</td></tr></tbody></table>	事務所	所在地	級別区分	東部事務所茗荷谷ダム	八頭郡若桜町大字茗荷谷352番地92	1級	東部事務所中津ダム	東伯郡三朝町大字中津794番地	2級
事務所	所在地																							
東部事務所茗荷谷ダム	八頭郡若桜町大字茗荷谷352番地92																							
東部事務所中津ダム	東伯郡三朝町大字中津794番地																							
期間等の区分	支給割合																							
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	100分の5																							
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間	100分の4																							
異動等の日から起算して5年に達した後	100分の2																							
事務所	所在地	級別区分																						
東部事務所茗荷谷ダム	八頭郡若桜町大字茗荷谷352番地92	1級																						
東部事務所中津ダム	東伯郡三朝町大字中津794番地	2級																						

合及び企業管理規程で定める期間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(部分休業)

第16条の2 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休業は、職員（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。））、配偶者が育児休業をしている職員その他の知事が定める職員を除く。）が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。

(介護休暇)

第16条の3 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。

(介護休暇)

第16条の2 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額及び特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。

2 略

2 略

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。